

高第485号  
令和6年8月16日

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者  
各介護保険施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項及びシステムの運用開始に向けた対応等について

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）による改正後の介護保険法第115条の44の2において、介護サービス事業者は、介護サービス事業者経営情報について都道府県知事に報告することとされ、令和6年4月1日より施行されています。

このことについて、厚生労働省から通知及び事務連絡がありましたので、ご確認の上、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

<通知の概要>

1 報告の対象となる介護サービス事業者（国通知第2（1））

原則として全ての介護サービス事業者が対象となります。

ただし、事業者が有する事業所又は施設の全てが以下の基準に該当する介護サービス事業者については、対象外となります。

- ① 介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下の者
- ② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者

2 報告の単位（国通知第2（2））

原則として介護サービス事業所・施設単位での報告となります。

ただし、事業所・施設ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告を行うことができます。

### 3 報告の内容

国通知別紙1のとおり

### 4 報告の方法（国通知第2（6））

厚生労働省において運営するシステム（介護事業財務情報データベースシステム（仮称））により行うものとなります（※現在、国においてシステム改修中）。

### 5 報告の期限（国通知第2（7））

報告は、毎会計年度終了後、3月以内に行うものとなります。

ただし、令和6年度内に実施されるべき報告（令和6年3月31日から同年12月31日までに会計年度が終了する報告）に限り、報告期限は令和6年度末までとなります。

### 6 報告に向けてのスケジュール（国事務連絡1）

令和6年秋頃 厚生労働省による報告システムにおけるマニュアル・動画の公表

令和7年1月以降 報告システムの運用開始、令和6年度分報告の開始

令和7年3月31日 令和6年度分（初年度分）報告締切

### 7 介護サービス事業者において対応をお願いしたい事項（国事務連絡2）

報告システムのログインに際しては、GビズIDのアカウントが必要になります。アカウント取得には通常1週間程度要しますので、お早めに取得をお願いいたします。

所 属	岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係		
係 長	垣 本	担 当	西 尾
電 話	058-272-1111 内 3469		
F A X	058-278-2639		
E-mail	<a href="mailto:c11215@pref.gifu.lg.jp">c11215@pref.gifu.lg.jp</a>		